

## 第 4 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 27 年 4 月 21 日 (火) 午後 2 時 00 分

場 所 グリーンハウス美杉 1 階 研修集会室

出席部会委員 25伊藤<sup>いとう</sup> 武則<sup>たけのり</sup>・26稲葉<sup>いなば</sup> 和久<sup>かずひさ</sup>・27大井<sup>おおい</sup> 一司<sup>かずし</sup>・28鈴木<sup>すずき</sup> 照正<sup>てるまさ</sup>  
29田口<sup>たぐち</sup> 慶則<sup>よしのり</sup>・30諸戸<sup>もろと</sup> 善昭<sup>よしあき</sup>・31上川<sup>うえかわ</sup> 洋文<sup>ひろふみ</sup>・32田中<sup>たなか</sup> 竹次<sup>たけつぐ</sup>  
33守山<sup>もりやま</sup> 孝之<sup>たかゆき</sup>・35池田<sup>いけだ</sup> 昌司<sup>まさし</sup>・36井谷<sup>いたに</sup> 功<sup>いさお</sup>・37岸野<sup>きしの</sup> たかお 隆夫<sup>たかお</sup>  
38中川<sup>なかがわ</sup> 和雄<sup>かずお</sup>・39藤田<sup>ふじた</sup> 武<sup>たけし</sup>・40結城<sup>ゆうき</sup> 晋三<sup>しんぞう</sup>・42片岡<sup>かたおか</sup> まさいく 眞郁<sup>まさいく</sup>  
47中谷<sup>なかに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>

以上 17 名

欠席部会委員

出席部会員外委員 34浅井<sup>あさい</sup> 競<sup>きそお</sup>

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 奥野事務局長・鈴木事務局次長・大原主査

総合支所 久居：加賀担当副主幹 一志：片山担当主幹 白山：前田担当副主幹  
美杉：前山主査

議事録署名者 32田中<sup>たなか</sup> 竹次<sup>たけつぐ</sup>・47中谷<sup>なかに</sup> 秀也<sup>ひでや</sup>

事 項

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 5 号 農業生産法人の定期報告について

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可の取消願について  
(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・所有権移転)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について  
(農業委員会許可・使用貸借)

議案第 6 号 農地法経営基盤強化促進法第 18 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

## 議 事 の 大 要

議 長	<p>それでは、農地部会を開会させていただきます。 本日は、全員出席でございます。よろしくお願いいたします。 議事録署名委員を指名させていただきますので、お願いします。32番 田中委員・47番 中谷委員、ご両人よろしくお願いいたします。 この部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしたとおり です。よろしくお願いいたします。 まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第5 号につきまして、事務局から一括して報告を願います。事務局、よろしくお 願います。</p>
事 務 局	<p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてございま す。 番号1から17で、件数は17件、合計面積 40,808㎡で、その内訳 は、田が39,099㎡、畑が1,709㎡でございます。 これらにつきましては、農地の賃貸借を、貸人、借人、双方の合意により解 約したものであります。 3ページから5ページをお願いいたします。 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてございま す。 番号1から5で、5ページになりますが、合計で件数は5件、面積は 29,394.91㎡で、その内訳は、田が20,752㎡、畑が 8,388.91㎡、その他、これは台帳地目 山林で現況地目 畑になりますが、 254㎡でございます。これらにつきましては、相続の届出でございます。 なお、現況が宅地になっているところは、無断転用の可能性がありますので、 届出人に対して指導しております。 6ページをお願いいたします。 報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出についてござい ます。 番号1、貸し駐車場用地の1件で、面積は畑で225㎡でございます。 7ページをお願いいたします。 報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権 移転）でございます。 番号1、境内地用地、番号2、一般個人住宅用地、件数はこの2件、合計面 積は2件とも畑で263.61㎡でございます。 8ページをお願いいたします。 報告第5号 農業生産法人の定期報告についてでございます。 番号1、株式会社_____、主たる耕作物はキャベツ、耕作面積は、畑で 0.86ha。 番号2、有限会社_____、主たる耕作物は水稻、耕作面積は、田6.35 ha、畑 0.09ha、合計 6.44ha。 番号3、有限会社_____、主たる耕作物は和牛、耕作面積は、田で47h a、畑 0.5ha、合計 47.5ha。</p>

番号4、有限会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田39ha、畑0.04ha、合計39.04ha。

番号5、有限会社\_\_\_\_\_、主たる耕作物は水稲、耕作面積は、田で26.64ha。

以上、件数は5件で、いずれの案件も、組織形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たしているものと判断されます。

報告案件につきまして、以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。

事務局からの報告がありましたとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

それでは、議案事項に入ります。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明をお願いします。

事務局

9ページをお願いいたします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積18,976㎡、渡人 \_\_\_\_\_、面積18,976㎡、申請地 久居小野辺町北小膳田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積499㎡ 外1筆で、合計面積994㎡。

これにつきましては、孫への生前部分贈与になります。

番号2、地区 久居、受人 \_\_\_\_\_、面積18,976㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積18,976㎡、申請地 久居小野辺町北小膳田\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積1,062㎡ 外1筆で、合計面積1,528㎡。

これにつきましては、親子間の生前部分贈与になります。

番号3、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_、面積1,158㎡、渡人\_\_\_\_\_、面積5,408㎡、申請地 白山町川口大角\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積603㎡。これにつきましては、義弟への生前部分贈与になります。このほか5,238㎡の農地について、利用集積で借入予定です。

以上、件数は3件で、合計面積は全て畑で3,125㎡でございます。

いずれの案件も、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いいたします。1番、お願いします。

稲葉委員

26番 稲葉です。番号1、2は、一括で説明します。

議長

お願いします。

稲葉委員

16日に委員と事務局と一緒に現地確認に行っていました。場所は、高茶屋の\_\_\_\_\_のすぐ西側、約500mのところにあります梨園です。先ほど事務局の説明どおり、何ら問題ないと思いますので、よろしくご

審議をお願いします。

議 長 説明ありがとうございます。3番、お願いします。

池田委員 35番 池田です。16日目に、事務局1名と委員3名で現地を見てまいりました。

場所的には、\_\_\_\_\_の近くで、畑ですが、植木が沢山植えてあります。その植木自体も、手入れがしてないということでございます。事務局の説明どおり何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。皆さんいかがでしょうか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 ありがとうございます。それでは異議なしと認め、議案第1号については許可することに決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 川合、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 一志町片野堂ノ城\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 499㎡。です。

これにつきましては、居宅を新築するため、申請地を息子と共有の一般個人住宅用地とするものです。共有分につきましては、第5条で使用貸借権を設定しての転用許可申請になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 八ッ山、申請者 \_\_\_\_\_、申請地 白山町山田野柳坪\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 214㎡。

これにつきましては、申請地を太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、147㎡、転用面積の68.6%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件、合計面積は713㎡で、その内訳は、田が214㎡、畑が499㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局の説明がありましたが、立ち合っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番、お願いします。

田中委員 32番 田中です。16日に委員4名と事務局2名で現地を確認いたしました。

場所は、片野地区の中に\_\_\_\_\_という工場がございます。その西側でござ

います、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 2番、お願ひします。

池田委員 35番 池田です。16日に総合支所、委員3名で現地を見てまいりました。場所的には\_\_\_\_\_から家城のほうへというか、藤へ走ってくる途中で、\_\_\_\_\_から1kmぐらいのところ、左側に\_\_\_\_\_さんのハウスがございまして、そのちょうど右側に、寺がございまして、自分の家が田の後ろにあり、道と自分の田の間ということで、何ら問題はないということですので、よろしくご審議お願ひします。

議 長 ありがとうございます。地元委員より説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませぬか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。議案第2号については許可することと決定したいと思ひます。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひします。

事務局 11ページをお願ひいたします。

議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可の取消願について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 大三、受人 株式会社\_\_\_\_\_代表取締役\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町三ヶ野米ヶ瀬 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 380㎡ 外4筆、合計面積 5,234㎡です。

これにつきましては、転用目的を太陽光発電施設用地として平成26年6月23日に許可した案件ですが、送電線設置の費用が多額であることから事業を取りやめ、本許可を取り消していただきたいとの願ひが提出されております。

番号2、地区 川口、受人 \_\_\_\_\_ 外1名、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 白山町川口岩脇 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 416㎡。

これにつきましては、転用目的を庭園用地として平成27年1月23日に許可した案件ですが、売買契約変更のため、本許可を取り消していただきたいとの願ひが提出されております。

以上、件数は2件、合計面積は田で5,650㎡でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございます。事務局より説明がありました。地元委員の皆さんのご意見をお伺ひいたします。

1番、お願ひします。

井谷委員 36番、井谷です。この6月に許可をいただいたんですが、その時には  
\_\_\_\_\_で事業をすることでしたんですが、その後、本人から、鉄塔を建てる  
のに費用が必要で、業者が引き上げるということでした。そういうことなので、  
今また農地として使うということですし、米作をやっておりますので、それは  
誰かに耕作してもらおうということで、貸借についてはまた申請が出てくる  
と思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長 ありがとうございます。  
2番、お願ひします。

池田委員 35番、池田です。場所は、\_\_\_\_\_前でして、現場へは、田んぼへ行く  
という道でして、それは昔からの道で、テラーが通らないというような状況で、  
庭にはまともには出来ないような感じですので、取消しでご理解をいただき  
たいということでご願ひしますので、よろしくご審議お願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。ただいま地元委員の説明がございましたが、  
皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。いかがですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、意見もないようですのでお諮りします。  
ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございま  
せんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第3号については、取り消すことを決定  
したいと思ひます。  
続きまして、議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請につい  
て（農業委員会許可・所有権移転）を議題とします。事務局、説明願ひます。

事 務 局 12ページをお願ひいたします。  
議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員  
会許可・所有権移転）でございます。

番号1、地区 栗葉、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲  
初垣内\_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 208㎡です。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、11区画の貸し  
駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 大井、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井  
関下名倉口\_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 842㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設  
とするものです。パネル設置面積は、431㎡、転用面積の51.2%になります。

続きまして、番号3、地区 大井、受人 有限会社\_\_\_\_\_代表取締役  
\_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町井関下名倉口\_\_\_\_\_、台帳地目  
田、現況地目 雑種地、面積 800㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設とするものです。パネル設置面積は、354.2㎡、転用面積の44%になります。

なお、この2件につきましては、所有者は、平成10年ごろから申請地を資材置場として利用しており、始末書が提出されております。農地区分は、いずれも第2種農地と判断されます。

番号4、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_ 有限会社 取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 一志町八太餅川 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 639㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、運送車両の駐車場用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号5、地区 川合、受人 \_\_\_\_\_ 株式会社 代表取締役 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_ 外6名、申請地 一志町小山中野 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも畑、面積 290㎡ 外6筆、合計面積 2,123㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、1,216.9㎡、転用面積の57%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号6、地区 奥津、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津カシ尾 \_\_\_\_\_、台帳地目・現況地目とも田、面積 2,824㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、太陽光発電施設用地とするものです。パネル設置面積は、一体利用地を含め1,053㎡、全体面積2,988㎡の35.2%になります。農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号7、地区 上多気、受人 \_\_\_\_\_、渡人 \_\_\_\_\_、申請地 美杉町上多気奥新田 \_\_\_\_\_、台帳地目 田、現況地目 雑種地、面積 555㎡。

これにつきましては、受人は、渡人から申請地を譲り受け、工務店の資材置場用地とするものですが、既に所有者により木材チップ置場に転用されており、始末書の提出がありますことから追認しようとするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は7件、合計面積は7,991㎡で、その内訳は田、5,868㎡、畑、2,123㎡でございます。いずれの案件につきましても農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。  
事務局より説明がありましたが、地元委員のご意見をお伺いしたいと思います。1番、お願いします。

鈴木委員 28番、鈴木です。  
16日に地元委員と事務局で現地の確認に行っていました。場所は、県道上稲葉羽野線沿いです。下稲葉の中心のあたりにありまして \_\_\_\_\_ の100mぐらい北になります。そして、 \_\_\_\_\_ さんの住宅の真東、東隣ですので、詳細については事務局の説明どおりですので、よろしくお願いいたします。

議長 ありがとうございます。2番、お願いします。

上川委員 31番、上川です。  
16日に現地確認させていただきました。この2番、3番とも\_\_\_\_\_の東約200mのところにあります。現在埋め立ても終わっていますが、事務局の説明どおり始末書等も出ております。何ら問題ないのでよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。4番、お願いします。

田中委員 32番、田中です。  
4番、5番と説明をさせていただきます。  
4番は、16に委員4名、事務局2名、で確認をいたしました。場所は、\_\_\_\_\_の北です。細部につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。  
5番につきましても、委員、事務局で現地を確認いたしました。場所は、\_\_\_\_\_の南に当たります。その近くということでございます。細部につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 はい、ありがとうございます。6番、お願いします。

中川委員 38番 中川です。  
16日に現地確認をしてまいりました。会長、地元委員、事務局と確認に入りました。  
現地は、\_\_\_\_\_から東へ200m余りのところにあります。周辺は農地がなく、別に影響はないと思ひます。  
それから、受人の住所ですけれども、山梨県となっておりますが、管理のほうは管理会社に委託するということですので、何ら問題はないと思ひますので、よろしくお願いします。

議長 7番、お願いします。

結城委員 40番 結城です。  
7番、上多気について説明をいたします。16日事務局と一緒に現地を確認してまいりました。  
受人は申請地の近くに事務所を持っておりまして、資材及び材木を置きたいということで申請を出されております。今般、所有者の了解を得られて申請することになりました。現地は平成2年10月頃から違反状態となっております。  
始末書を添付されておりますので、何ら問題はないかなと思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺ひしたいと思ひます。

浅井委員 ちょっとすみません。1件だけちょっと質問ですけど、この太陽光発電のパネルの設置面積というか、割合というのは、これ制限があるんですか。



事務局	<p>法的に制限はありませんが、大きな面積ですと県の農業会議の諮問会議に諮られますが、その時に議論されるが、おおむね4割は超すような形が標準的ではないかということで、パネル面積があまり小さいと土地の利用率が悪いというふうな判断をされるようです。</p> <p>最近提出されています太陽光発電施設につきましては、ほとんど4割超しておるような状況でして、一部の山間地域で3割台というところもあります、それは事情がある場合に限り、仕方ない状況です。</p>
浅井委員	なるほど。何か制限がないのかなと思いますけど、そういう規定はないんですかね。
事務局	4割は一般的な数値ということになります。
浅井委員	はい、わかりました。
議長	あと、どなたかご意見よろしいですか。
部会委員	<一同 意見なし>
議長	それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号について、これにご異議ございませんか。
部会委員	<一同 異議なし>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することと決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>13ページをお願いいたします。</p> <p>議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。</p> <p>番号1、地区 川合、借人 _____、貸人 _____、申請地 一志町片野堂ノ城_____、台帳地目・現況地目とも畑、面積 499㎡です。</p> <p>これにつきましては、借人は、貸人と無期限の使用貸借契約を締結し、居宅を新築するため、共有の一般個人住宅用地とするものです。農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>件数はこの1件で、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。</p> <p>以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。</p>
議長	ありがとうございます。事務局説明がありましたが、現地で立ち会っていただきました地元委員のご意見を伺います。
田中委員	32番 田中です。この案件は、第4条、第2号議案で検討をいただきました_____さんの土地の関係です。16日に現地確認いたしました。

ては事務局の説明どおりですので、ひとつよろしくお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。地元委員さんの説明を伺いましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お伺いします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することと決定したいと思います。

続きまして、別冊としてお配りいたしました議案第6号 農地法経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。事務局、説明願います。

事務局 それでは、説明をさせていただきます。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

別冊の津市農用地利用集積計画をお願いします。

表紙の次で、農用地利用集積計画地区別集計表をごらんください。各地区別に、下の合計欄でご説明いたします。

久居地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で66,441㎡、畑の賃貸借、使用貸借で3,941㎡、契約件数は41件でございます。

一志地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で68,180㎡、畑の使用貸借で718㎡、契約件数は64件でございます。

白山地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で58,449㎡、契約件数は19件でございます。

美杉地区につきましては、田の賃貸借、使用貸借で7,106㎡、畑の使用貸借で5,915㎡、契約件数は5件でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて200,176㎡、畑の集積が、賃貸借、使用貸借を合わせて10,574㎡で、合計契約件数は129件、合計面積は210,750㎡となっております。

次に認定農業者への集積状況でございます。

地区別の認定農業者への集積は、久居地区15件、一志地区30件、白山地区14件、美杉地区1件、合計で60件、合計面積 161,065㎡でございます。

今回提出させていただきました利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願います。

議長 ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたが、皆さん方のご意見をお伺いしたいと思います。どうですか。よろしいですか。

部会委員 <一同 はい>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達することといたします。  
以上で、本部会に付議されました議案は全て審議をいただきました。ありがとうございます。

午後2時35分

上記は、第4回第2農地部会の議事を録したものである。

平成27年4月21日

議事録署名者 \_\_\_\_\_

議事録署名者 \_\_\_\_\_